

# かすみがうら市備蓄計画

(令和5年7月)

かすみがうら市

# 目次

1	はじめに	.....
2	公的備蓄	.....
	（1）対象者	.....
	（2）備蓄品目の選び方	.....
	（3）目標数	.....
	（4）備蓄物資の整備	.....
3	市民・自主防災組織事業所等による備蓄	.....
	（1）市民による備蓄	.....
	（2）自主防災組織による備蓄	.....
	（3）事業所等における備蓄	.....
4	協定による物資の調達	.....
5	備蓄倉庫	.....
	（1）備蓄方法	.....
	（2）備蓄倉庫の整備計画	.....

## 1 はじめに

かすみがうら市では、従来から大規模災害に備えて、飲料水、食糧、生活必需品等（以下、「食糧等」という。）の物資を一定量備蓄してきたところである。また、多数の災害時応援協定を締結し、物資の確保に努めてきたところである。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では物資の調達や輸送が平時のように実施できず、深刻な物資不足等の課題が浮き彫りとなり、かすみがうら市においても、このような事態への対応策が喫緊の課題となった。

これを受けて、かすみがうら市では、主に千代田庁舎、あじさい館、水道事務所に飲料水、食糧を、学校等の防災倉庫には資機材等を備蓄して、自主防災組織に対しては防災資機材等の整備を支援するなど、防災力の向上に努めてきたところであるが、災害対策基本法及びかすみがうら市地域防災計画に基づき、今後の備蓄の基本的な方針、備蓄品目及び備蓄数量等の見直しを行い、このたび、「かすみがうら市備蓄計画」を策定するものである。

基本的な考え方として、第一に「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、**市民・事業所においては、3日分の食糧等に加え、日用品をある程度買い置きしておくことを原則**とし、これを推進する。

また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から行政区等を単位として組織する自主防災組織に対しては補助金を交付し、適切な品目を備蓄するよう促す。

市における備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完する目的で行われるものであるが、家屋の倒壊等による避難者に対し一定量の食糧等の備蓄を行うものとし、民間事業者及び他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整えることとする。

また、本計画の作成にあたって、東日本大震災の経験から、道路寸断等により物流が機能せず発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、この3日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資はないものとし、発災4日目以降から流通備蓄、救援物資により食糧等を全量調達することを想定した。

最後に、本計画は想定や社会情勢の変化等により適宜修正していくものとする。

## 2 公的備蓄

この項目では、公的備蓄の品目、目標数の算出、令和15年度末まで（計画期間：10年間）の整備状況について記述する。

### (1) 対象者

平成30年12月の茨城県地震被害想定調査報告書で示された「茨城県南部地域で発生するM7クラスの地震（M7.3）」で想定されている避難者2,403人に対し、3日間の食糧等を備蓄する。※ $40,445人 \times 5.94\% = 2,403人$

1 令和5年6月1日現在、かすみがうら市住民基本台帳人口による。  
参考)

茨城県の茨城県地震被害想定を踏まえた備蓄の見直し

○平成30年12月の茨城県地震被害想定を踏まえ、備蓄の考え方を見直し  
○7つの地震の中で避難者が最大（ピーク時：103,000人）となる「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」を対象に設定

主な見直し点

#### 1 公的備蓄で対応する期間

新	旧
国のプッシュ型支援の考え方や緊急輸送道路の復旧見込みを踏まえ、発災後3日間（9食分）を県及び市町村の公的備蓄で対応	東日本大震災の経験を踏まえ、発災後2日間（6食分）を県及び市町村の公的備蓄で対応

#### 2 県と市町村の役割

新	旧
市町村：9食分の備蓄を目標 県：全体の1 / 4を備蓄（震度6強の地震や津波などの激甚災害が想定される市町村を補完）	市町村：5食分を備蓄 県：1食分を備蓄

### (2) 備蓄品目の選び方

高齢者や障がい者等の要配慮者や女性に配慮して、主に以下の考え方で品目を選定するものとする。

#### ア 食糧及び飲料水

調理不要食、アレルギー対応食、要配慮者対応食、飲料水等

## イ 生活必需品

毛布、簡易トイレ、生理用品等

## ウ 資機材

避難所運営に係るもの又は自助・共助で備蓄することが困難なもののうち  
発災後3日以内に必要な資機材

### (3) 目標数

上記対象者と備蓄品目を踏まえて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。

目標数算出に用いた人口割合<sup>1</sup>

年齢区分	人口割合
3歳～74歳	81.98%
75歳以上	16.7%
0歳	0.41%
1,2歳	0.91%
3歳	0.50%
10歳～55歳の 女性	23.30%
要介護3以上	1.95%

1 令和5年6月1日時点のかすみがうら市の人口割合に基づいている。

2 要介護3以上の人数は、令和5年6月29日現在。

## ア 食糧・飲料水

品目	対象	算出式	目標数
アルファ米 クラッカー	3歳以上～74歳以下	2,403人×81.98%×3食 ×3日	17,730食
お粥	1～2歳、75歳以上	2,403人×17.61%×3食 ×3日	3,809食
ミルク	0歳の45% <sup>2</sup>	2,403人×0.41%×45% ×6食×3日	80食
飲料水	全員	2,403人×100%×3L×3 日	21,627L

## イ 生活必需品

品目	対象	算出式	目標数
----	----	-----	-----

毛布	3歳以下+75歳以上 +妊婦(0歳児の数) +負傷者(避難者の 10%)	2,403人× (0.41+0.91+0.5+16. 7=18.5) %=445人 167人 245人	857枚
サバイバル ブランケット	毛布以外の避難者	2,403人枚-857枚	1,546枚
生理用品	10歳~55歳女性の 25%	2,403人×23.30%× 25%×8枚×3日	3,360枚
哺乳瓶	ミルク対象者	2,403人×0.41%×45% ×6回×3日	80個
紙おむつ	3歳以下  要介護度3以上	2,403人×1.82%×10枚 ×3日 ※HP花王から10枚~15 枚 2,403人×1.95%×6枚× 3日	1,313枚  844枚
簡易トイレ (インスタ ントイレ)	紙おむつ非利用者 (=簡易トイレ利用 者+携帯トイレ利用 者) 2,443人	29(避難所数)×2台	58台
携帯トイレ (処理セッ ト)		携帯トイレ利用者2,403 ×5回×3日	36,045回
トイレッ トペーパー5	トイレ利用者	2,403×6.6m×3日  その他の算出基礎) 男性3.5m 女性12.5m ※HP第1住設	47,580m

1 厚生労働省より授乳方法の割合が母乳のみ55%、哺乳瓶使用45%と示されている。

2 哺乳瓶は洗浄が必要であり、哺乳回数が毎日約6回になるため、膨大な哺乳瓶が必要となる。この問題に対し、スプーンと紙コップによる授乳を採用する。

3 60m 巻きシングルを仮定して、ひと月の使用量 3.3 ロール/人から算出。

## ウ 資機材

以下の避難所及び福祉避難所等(46施設)を対象とし、主要な品目について記載する。

※福祉避難所：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等のための配慮がされた避難所

【資器材保管場所】

- ① 千代田庁舎(防災倉庫)、②千代田庁舎(地下倉庫)、③霞ヶ浦庁舎(防災倉庫)、④農村環境改善センター(防災コンテナ)、⑤農村環境改善センター(館内防災倉庫)、⑥千代田公民館(防災コンテナ×2)、⑦千代田公民館(館内倉庫)、⑧千代田義務教育学校(防災倉庫)、⑨千代田義務教育学校(防災コンテナ)
- ⑩ あじさい館(防災コンテナ)、⑪あじさい館(館内・車庫)、⑫やまゆり館(防災倉庫・防災コンテナ)、⑬霞ヶ浦保健センター(館内)、⑭中央出張所(防災コンテナ)、⑮ウエルネスプラザ(防災倉庫)、⑯ウエルネスプラザ(防災コンテナ)、⑰ウエルネスプラザ(体育館)、⑱旧志筑小学校(防災倉庫)、⑲旧新治小学校(防災倉庫)、⑳新治児童館(防災倉庫)、㉑旧上佐谷小学校(防災倉庫)、㉒旧七会小学校(防災倉庫)、㉓下稲吉小学校(防災倉庫)、㉔下稲吉小学校(防災コンテナ)、㉕下稲吉中学校(防災倉庫)、㉖下稲吉東小学校(防災倉庫)、㉗下稲吉東小学校(防災コンテナ)、㉘霞ヶ浦南小学校(防災倉庫)、㉙霞ヶ浦南小学校(防災コンテナ)、㉚霞ヶ浦中学校(防災倉庫)、㉛霞ヶ浦中学校(防災コンテナ)、㉜霞ヶ浦北小学校(防災倉庫)、㉝霞ヶ浦北小学校(防災コンテナ)、㉞旧志土庫小学校(防災倉庫)、㉟わかぐり運動公園(防災倉庫)、㊱わかぐり運動公園(防災コンテナ)、㊲体育センター(防災倉庫)、㊳体育センター(防災コンテナ)、㊴旧牛渡地区公民館(防災コンテナ)、㊵旧安飾地区公民館(防災コンテナ)、㊶旧下大津地区公民館(防災倉庫)、㊷やまゆり保育所(防災コンテナ)、㊸わかぐり保育所(防災倉庫)、㊹第一保育所、㊺大塚児童館、㊻千代田義務教育学校児童クラブ

○指定避難所に設置する防災倉庫の規格

サイズ W2,234×D1,883.5×H2,473mm  
床面積 4.10㎡ (1.24坪)

○やまゆり館に設置する防災倉庫の規格

サイズ W3,580×D2,630×H2,320mm  
床面積 9.55㎡ (2.89坪)

○指定避難所に設置する防災コンテナの規格

サイズ W2.4×D3.7×H2.5mm

床面積 8.88㎡ (2.69坪)

【資器材保管場所】

農村環境改善センター、千代田公民館、千代田義務教育学校、あじさい館、やまゆり館、中央出張所、ウエルネスプラザ、旧志筑小学校、旧新治小学校、旧上佐谷小学校、旧七会小学校、下稲吉小学校、下稲吉中学校、下稲吉東小学校、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦北小学校、旧志土庫小学校、わかぐり運動公園、体育センター

品目	在庫数	備考
段ボールパーテーション	2箱	
携帯トイレ	200回分	
投光機	2台	
工場扇 (扇風機)	3台	
暖房機 (石油ストーブ)	3台	
ラジオ	2台	
LEDランタン	5台	
LEDライト	10台	
アルカリ電池	一式	
カセットコンロ	2台	
カセットガス	6本	
食器セット	1箱	
発電機	1台	
ガソリン携帯缶	1缶	
ガソリン缶詰 (1リットル)	12缶	
灯油缶詰 (1リットル)	48缶	

【資器材保管場所】

農村環境改善センター、千代田公民館、千代田義務教育学校、あじさい館、やまゆり館、霞ヶ浦保健センター、ウエルネスプラザ、旧新治小学校

品目	在庫数	備考
段ボールパーテーション	10箱程度	※場所による
段ボールベッド	10箱	
避難マット	20~40箱	

【資器材保管場所】

農村環境改善センター、千代田公民館、やまゆり館、ウエルネスプラザ

品目	在庫数	備考
防災キューブ (防災用パーテーシ	25箱、50箱	



ヨン)		
-----	--	--

【防災井戸】

霞ヶ浦北小学校、霞ヶ浦中学校、下稲吉中学校、下稲吉小学校、千代田義務教育学校、ウエルネスプラザ

**（４）備蓄物資の整備**

食糧等、生命に直接関わるものから優先的に整備することとし、財政負担を少なく管理の負担を低減するよう努め、かつ、効率的な備蓄に努めることとする。このため今後の整備にあたっては備蓄循環の考え方を取り入れていく。

令和15年度までに備蓄目標に沿って以下の備蓄量を達成するように努めるが、社会情勢やニーズの変化により適宜見直すこととする。

食糧及び飲料水等、一部の備蓄物資については、保存期限があるため、定期的に更新する必要がある。期限間近の物資については、市や地域の防災訓練等に活用することとし、この減数も考慮して算出し、備蓄率を以下のように算出した。

$$\text{備蓄率}[\%] = \text{備蓄数} \div \text{目標数} \times 100$$

※災害時に活用できる在庫や日用品を循環させながら備蓄するという意味で、日常的に消費する品目を多めに備蓄し、定期的に消費しながら補充する備蓄方法。

**ア 食糧・飲料水**

品目	令和5年7月現在		令和15年度末	
	数量	備蓄率[%]	数量	備蓄率[%]
アルファ米 ビスケット クラッカー パン ラーメン うどん、パスタ	13,576	76.57%	17,730食	100%
お粥	100	2.62%	3,809食	100%
粉ミルク 液体ミルク缶	36箱×6袋 = 216食分 240缶 = 240食分	570%	80食	100%
飲料水	5,700L ・600本	26.35%	21,627L	100%

	(500ml) ・ 2700本 (2L)			
--	----------------------------	--	--	--

## イ 生活必需品10

品目	令和5年7月現在		令和15年度末	
	数量	備蓄率[%]	数量	備蓄率[%]
毛布	280枚	32.67%	857枚	100%
サバイバル ブランケット	280枚	18.11%	1,546枚	100%
生理用品	72枚	2.14%	3,360枚	100%
哺乳瓶代用品	30個	37.5%	80個	100%
紙おむつ (子供)	0枚	0%	1,313枚	100%
(大人)	0枚	0%	844枚	100%
簡易トイレ 災害用仮設トイ レセット  携帯トイレ (処理セット)	・ 6台 ・ 23台 (※処理セ ット含む) ・ 19(防災 倉庫数)× 200回 = 3,800回	50.0%	58台  36,045回	100%
トイレットペー パー	24,480m	51.45%	47,580m	100%
間仕切りパーテ ーション ワンタッチテン ト ひなんルーム	272個	45.33%	600個	100%
ひなんマット	410枚	17.06%	2,403枚	100%
ダンボールベッ ト	105個	17.5%	600個	100%

※飲料水については、ろ水機を通すと飲用可能な防災井戸（6箇所：令和5年7月現在）があるので、実質の備蓄量は増える。

※全半壊により居住できなくなるものの、家屋から物を取り出すことができる場合がある。その際、生活必需品は必ず保有しているものと考え、ある程度備蓄率上昇が見込まれる。

※パーテーション等、ダンボールベットは、避難者 2,403 人の約 25%が使用す

ることを想定する。

## **ウ 資機材**

避難所運営資機材・救助資機材については、生命に関わる食糧・飲料水・生活必需品を優先とし、その後、計画的に整備していくものとする。

品目	令和5年7月現在
土のう袋	1,600袋
ブルーシート	1,005枚
給水タンク	6個

## **3 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄**

### **(1) 市民による備蓄**

「自らの身の安全は自らが守る」ことが原則であるが、市民の備蓄量は十分ではない。以下にポイントと具体的な例を示しながら広報に努め、備蓄を促進する。

#### **“Point1：普段の食料品が備蓄品になる！”**

家庭における備蓄では、普段使っている食料品を買い置きしておき、賞味期限（消費期限）前に使用し、同様に買い足す方法で3日分の食糧等を備蓄することが十分可能である。

食料品を買い置く際は、お湯を加える程度の簡単な調理で済む食品があることが望ましい。

#### **“Point2：非常持出品はすぐ持ち出せるところに！”**

災害時に生活するために必要と考えられる物資については、リュックサック等にまとめて、すぐに持ち出せるように備えておく。（※非常用持ち出し袋：令和2年度市内全戸配布済み）

#### **“Point3：家庭にある資機材は避難所で活用！”**

避難所では様々な備品・資機材が必要となるが、各家庭や地域で普段使っているもので役立つものが数多くある。（例：鍋・釜、バケツ、カセットコンロ、アウトドア用品、発電機、テント）

活用できそうなものを日ごろから確認しておき、避難所に持ち寄る。

<p>家庭での備蓄品 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日分の食糧・飲料水 (米、アルファ米、インスタント麺、缶詰、レトルト食品、乾麺等)</li> <li>・ 毛布・寝袋等</li> <li>・ トイレットペーパー</li> <li>・ 燃料 (卓上コンロ、ガスボンベ等)</li> <li>・ 予備のメガネ、補聴器等</li> <li>・ 使い捨てカイロ                      ・ マスク</li> </ul>
<p>非常持出品 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常食、飲料水</li> <li>・ 携帯トイレ                      ・ 貴重品                      ・ 懐中電灯</li> <li>・ 携帯ラジオ                      ・ 乾電池                      ・ 携帯電話の充電器</li> <li>・ 救急医薬品、お薬手帳                      ・ ヘルメット、軍手</li> <li>・ ろうそく、ライター</li> </ul>

## (2) 自主防災組織による備蓄

自主防災組織については、災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を行う。

これらの活動については、市で交付する「かすみがうら市事業費助成型補助金等交付要綱第66条」等を活用し、備蓄に努めるよう促す。

## (3) 事業所等における備蓄

事業所等においても、市民と同様に防災の原則に基づき、従業員等の3日分の食糧等の備蓄を推進する。

また、集客施設においては従業員や利用者等の一斉帰宅を抑制するため、一定期間事業所に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す。

## 4 協定による物資の調達

本市では、企業・自治体等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整備している。

流通備蓄に関する協定先については、食糧・飲料水・生活必需品・燃料等の物資の調達について市内外の業者と協定を締結している。

今後も、市の備蓄を補完することが可能な、早期に調達できる流通備蓄の確保に努め、協定先の拡充を図る。

災害時応援協定については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、様々な場所の自治体と協定を締結していく。

令和5年7月現在の協定締結状況は以下のとおりである。

流通備蓄に関する協定締結先一覧（締結順）

協定名称	締結年月日	協定先
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H22.2.4	利根コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H23.5.26	東網商事株式会社
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H24.8.8	株式会社カスミ
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H24.9.5	NPO 法人 コメリ災害対策センター
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.1.30	株式会社アベックス
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.5.29	株式会社 伊藤園
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	H26.6.18	いばらきコープ生活協同組合
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.6.18	生活協同組合パルシステム茨城
<u>災害時における畳の提供に関する協定</u>	<u>H27.9.29</u>	<u>「5日で5000枚の 約束。」プロジェクト 実行委員会</u>
<u>災害時における歯科医療救護に関する協定</u>	<u>H27.12.17</u>	<u>石岡市歯科医師会</u>
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	H28.6.22	日立建機日本株式会社つくば営業所

<u>かすみがうら市と大塚製薬株式会社との包括連携協定</u>	<u>R2.11.5</u>	<u>大塚製薬株式会社</u>
<u>災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定</u>	<u>R3.6.18</u>	<u>株式会社アクティオ</u>
<u>災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定</u> <u>かすみがうら市と一般社団法人ムービングハウス協会との包括連携協定</u>	<u>R3.6.21</u>	<u>一般社団法人</u> <u>ムービングハウス</u> <u>協会</u>
<u>災害時における物資供給に関する協定</u>	<u>R3.7.9</u>	<u>株式会社ナフコ</u>
<u>災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定</u>	<u>R3.11.22</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>
<u>災害時における救援物資の提供に関する協定</u>	<u>R4.2.7</u>	<u>株式会社</u> <u>タカムラ産業</u>
<u>災害時におけるLPガスの供給等に関する協定</u>	<u>R4.7.1</u>	<u>一般社団法人</u> <u>茨城県高圧ガス保安協会</u>
<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定</u>	<u>R4.12.20</u>	<u>株式会社ゼンリン</u>

災害時応援協定締結自治体一覧（締結順）

協定名称	締結年月日	協定先
災害時等の相互応援に関する協定	H6.4.1	県内全市町村
災害時における相互援助に関する協定	H7.11.1	板橋区、日光市、都留市、鴨川市、渋川市、桜川市、田上町、白河市、最上町、妙高市、高崎市、沼田市、尾花沢市

## 5 備蓄倉庫

### (1) 備蓄方法

かすみがうら市では、令和5年7月現在、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎に防災倉庫があり、そのほか避難所である小中学校や公共施設の敷地に防災倉庫19箇所及び防災コンテナ20箇所を整備している。詳細は、以下に示す。

### (2) 備蓄倉庫の整備計画

かすみがうら市では、令和5年7月現在、30カ所の避難所（やまゆり館含む）を指定している中、新規指定の避難所には、備蓄倉庫を置いていない。よって、今後、資器材等の分散備蓄ができるように、計画的に防災コンテナや防災倉庫、土のうステーション等を整備していく必要があります。

また、東日本大震災の教訓を活かし、備蓄物資をより効率的に運搬・配布できるようにするために、今後、既存の備蓄倉庫だけではなく、各避難所に設置してある防災物置の物資を補完・補充するとともに、他県や他市町村、企業・団体等からの支援物資の集積ハブ拠点として機能を果たす「集中備蓄倉庫」等についても検討をしていく必要があります。

#### 【集積ハブ拠点としての集中備蓄倉庫の施設条件など】

- ・他県や企業・団体からの支援物資を効率よく集め、素早く被災地に送るための集積拠点として適している。
- ・常磐自動車道千代田石岡 I C や土浦北 I C など、物資の集積・搬送の利便性が高い。
- ・敷地が広く大型トラックやフォークリフトなどの使用も可能な施設である。

さらに、今後、備蓄品目、保管場所、その管理方法等を関係機関と調整・協議し、検討することとします。

防災備蓄倉庫配備計画(案)

No.	区分	フェーズ	設置場所	所管課	現防災倉庫の有無	設置時期					備考	
						R3	R4	R5	R6	R7		
1		千	-	旧志筑小学校	学校教育課	有					※	R4廃校
2		千	フェーズ2	旧新治小学校 教室棟・特別教室棟	学校教育課	有					※	R4廃校
3		千	フェーズ2	新治児童館	子ども支援課	無			●			R6廃止予定
4		千	フェーズ2	千代田義務教育学校	学校教育課	有	○					R4 千代田義務教育学校
5		千	-	旧上佐谷小学校	学校教育課	有					※	R4廃校
6		千	-	旧七会小学校	学校教育課	有					※	R4廃校
7		稲	-	下稲吉小学校	学校教育課	有	○					
8		稲	-	下稲吉中学校	学校教育課	有				◆		新体育館に防災倉庫併設予定
9		稲	-	下稲吉東小学校	学校教育課	有		●				
10		震	-	震ヶ浦南小学校	学校教育課	有		●				
11		震	-	震ヶ浦中学校	学校教育課	有		●				
12		震	フェーズ2	震ヶ浦北小学校、児童クラブ	学校教育課 子ども支援課	有	○					
13		震	-	旧志土庫小学校 特別教室棟・食堂	検査管財課	有					※ 公共施設としての使用予定なし	耐震強度なし
14	保健避難所	-	フェーズ1	かすみがうらウエルネスプラザ	健康増進課	有	○					体調不良者用避難所
15		千	-	わかぐり運動公園体育館	スポーツ振興課	有		●				
16		震	-	体育センター	スポーツ振興課	有		●				
17		千	フェーズ1	千代田公民館	生涯学習課	無	○	●				千代田公民館と千代田講堂の2か所で一つの避難所として運用。行政機能拡充により旧志筑小へなる予定。
18		千	フェーズ1	千代田講堂	生涯学習課							
19		震	フェーズ1	農村環境改善センター	観光課	無	○					
20		震	フェーズ2	あじさい館	介護長寿課	無	○					
21		稲	フェーズ3	働く女性の家	市民課	無	○	●				
22		震	-	旧牛渡地区公民館	生涯学習課	無		●				
23		震	-	旧安飾地区公民館	生涯学習課	無	○					
24		震	-	旧下大津地区公民館	生涯学習課	無				◆◆		旧下大津小学校にある防災倉庫を移設予定。
25		千	-	やまゆり保育所	子ども支援課	無		●				
26		稲	-	わかぐり保育所	子ども支援課	無			●			
27		震	-	第一保育所	子ども支援課	無			●			
28		稲	-	大塚児童館(ふれあいセンター)	子ども支援課	無					※ 敷地が狭いので、コンテナ倉庫は設置しない	
29		千	-	千代田義務教育学校児童クラブ	子ども支援課	無			●			
30	福祉避難所	-	フェーズ1	やまゆり館	社会福祉課		○	●				要配慮者用避難所





## かすみがうら市備蓄計画

令和5年7月策定

発行：かすみがうら市

編集：かすみがうら市総務部危機管理課危機管理担当

〒315-8512茨城県かすみがうら市上土田461番地

電話：0299-59-2111（代表）